

第 15 回 協働のまちづくり推進特別委員会

令和 5 年 8 月 22 日 (火)

14 時 30 分～ 時 分

第 3 委員会室

【委員】 西田委員長、上野副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、芦谷委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 小寺書記

議 題

- 1 提言内容確認について
 - (1) 各委員作成内容の確認
 - (2) その他

- 2 提言に向けた自由討議について
 - (1) 委員から自由討議テーマの募集
 - (2) その他

- 3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

協働のまちづくり推進に係る提言について（案）

（1）役割の明確化について（芦谷）

・市の役割（責務）

①協働のまちづくりの推進、市民、事業所、まちづくり活動団体などの市政への参画、地域自治活動への参加、公助、協助、自助の役割を機能させるため、明確な制度設計とその運用を行う。

②市の協働推進本部の機能の強化、協働のまちづくり担当の一本化と窓口の拡充、協働推進員、職員地域担当制などを有機的に機能させること、など市の一体的で地域に見える体制をつくる。

③協働のまちづくり実現に向け、まちづくり総合交付金など各施策や支援策を着実に執行するとともに、まちづくり推進委員会の全地域組織化、市民の市政参加（町内加入率）など数値目標を定め取り組む。

④地域協議会、まちづくり推進委員会、自治会、町内会、行政連絡員などの組織や体制を体系的に整理統合するとともに、旧市町村から引き継いできた町内会や行政区などの名称を統一する。

⑤社会福祉協議会、自主防災会などのまちづくり活動団体などが組織化され、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金においても自治会や町内会単位で組織化されるなど、所管ごとに組織団体があり、これらを協働のまちづくりに位置付ける。

・地域の役割

①まちづくり活動団体間の横の連携を密にし、自治会や町内会への住民の総参加を進め、多様な人材が参画できる体制づくり、役員体制の分極化などを進めるとともに、住民の参加を促す地域独自の事業などを構築する。

・市民の役割

①地域自治活動への総参加体制をつくり、そのために町内会全加入を進め、多様な人材を受け入れるまちづくり活動団体の運営を進める。

・事業所の役割

①地域で事業を営む者、地域の事業所に通勤する者などが、積極的に地域自治活動に参画するよう、地域から働きかけるとともに、市として「地域自治推進事業所（仮称）」認定制度などを創設する。

(2) 協働の意識付けについて（村木）

1. 「協働とは」（「浜田市協働のまちづくり推進計画」から）

市民等及び市が、

相手の立場や違いを尊重し、・・・人権・他者を思いやり

一人ひとりが当事者意識を持ち、・・・参画

責任や役割分担を明確にし、・・・相手を理解

同じ目的のために・・・未来像、計画

共に考え、行動すること・・・生涯学習の理念

をいいます。

地域課題を解決し、

「地域課題」とは→よりよい地域にするために、みんなで地域の課題について話し合い、共有し、解決に取り組むこと。

・話し合い・・・知り合う、夢を語る、研修会、講演会⇒プロセス、人権

・共有・・・知る、理解・共感する。書き出す。計画書を作成する。

⇒見える化

・解決に取り組む・・・事業化・活動・実践・参画⇒当事者意識を持つ。

住みやすいまちをつくるためには、複数の主体が対等な立場で連携、協力し、共に考え、共に行動することが必要です。

2. この項目において提言等今後進めたいこと

①地域の計画書を作成し、実現するための手法について

→行政、地区、市民、事業所がどのように関わるのか。

全庁を横断した取り組みになるのでは。

②浜田市社会教育推進計画について

→「協働」=社会教育の手法+生涯学習の理念 では。

③生涯学習都市宣言について

→「協働」=社会教育の手法+生涯学習の理念 では。

④地域の活動棚卸シートを調査研究する。（滋賀大横山先生）

→「協働」の現実を把握する。

⑤まちづくりセンターにおける公民館機能の強化について

→アフターコロナもあり、公民館機能の「つどう」「まなぶ」「つながる」

を意識した活動を強化

3. 当委員会でいま一度調査研究すべき事項について

①浜田市協働のまちづくり推進計画

②まちづくり活動団体の役割

③地域活動と市民活動の連携

④浜田市新市まちづくり計画

⑤浜田市まちづくり総合交付金

(3) 人材育成について（川神）

地域課題を解決することが大変困難になる中、持続可能で活力ある地域社会の実現のために協働のまちづくりを推進することは大きな意味を持つ。その協働のまちづくりを推進するための大きな要素として、地域を牽引、もしくは支える「ひと」の存在は絶対である。

つまり市民活動を広い分野で行っていくためには、多様な活動を行う人材が不可欠ということである。しかしながら、想定を上回る人口減少やライフスタイルの多様化に伴う忙しさで、地域活動の担い手不足が深刻化している。その担い手不足の解消を図るためには、様々な手法を用いて「人材発掘」～「人材育成」～「人材活用」という一連の行動がかぎとなる。

「人材発掘」 地域活動を実践する上で世代により活動を始めるきっかけは様々である。例えば地域活動に関心を持ち、関わりを持つポイントは若者世代では「楽しい」という要素が強く、シニア世代では「使命感」が強いと言われている。そのような要素を地域活動に盛り込み、活動の敷居を下げ人材をケツすることが大事ではないか。とにかく世代を超えて「やってみたい」を実現できることで、参加する方々に主体性を感じてもらえる事業の企画・運営が極めて重要と考える。

「人材育成」 事業を通じて担い手が育っていくことが理想であるが、例えばワークショップ形式で、市民や市の職員が協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルをともに学ぶことができる講座の開設や協働のまちづくりを実現するための仲間づくりを支援するプログラムの構築も有効ではないか。

スタートアップ講座・スキルアップ講座等幅広い選択肢を準備

※市民協働コーディネーターの育成の後押しになる可能性

「人材活用」 育成された人材が、地域活動やボランティア活動等多様な活動へ主体的に参加できるような支援プログラムを実施。さらには、その人材が次の人材を発掘するような後継者が出やすい環境づくりの検討と実践を継続的に行わなくてはならないと考える。

(4) まちづくりコーディネーターの強化・継続について（村武）

初めに、現在のまちづくりコーディネーターは精力的に仕事をしている。現在のコーディネーターを批判することではない。そのことを踏まえて以下のことを提案する。

①現在のまちづくりコーディネーターの目的と役割の再検討と明確化

- ・まちづくりコーディネーター自身が何をしたらいいのかを考える前に、担当課がまちづくりコーディネーターに何を求めるのかを明確にする。

- ・現在は地域性と専門性を備えたコーディネーターとなっている。地域性と専門性をどのように活かして、協働のまちづくりを推進しているのかが見えてこない。地域性を考えたとき、浜田地域は人口も多く、まちづくり委員会となる地区数も多く、未設立の地区も多い。その中でどのように分担して進めているのかを計画を立てて進めていく。

- ・専門性に関しては、その専門性がなぜ必要なのか、どのような場面でその専門性が生かされるのかを明確にする。現在の専門性についても再検討する必要がある。

- ・まちづくりセンターで担うまちづくり支援とまちづくりコーディネーターの役割を明確にする。

②まちづくりコーディネーターの活用の周知

- ・まちづくりセンター職員やまちづくり委員会の中で、まちづくりコーディネーターについての理解が低い。コーディネーターの役割を明確にし、まちづくりセンターとまちづくり委員会とどのように関わっていくかをそれぞれに理解してもらう。

- ・まちづくり委員会がまちづくりコーディネーターに関わって欲しい場合、どのような手順で依頼するかを明確にする。

③まちづくりコーディネーターをまとめていく人材

- ・まちづくりコーディネーターの統括だけではなく、協働のまちづくり全体を牽引する人材が必要である。それはまちづくりと社会教育の両面の知識を備えた人材でなければならない。現在の浜田市役所内にはそのような人材は不在であると感じるので、外部の人材を入れることが必要であると考え。これは協働のまちづくりを進めていく上で不可欠であると考え。

(5) まちづくりセンターのあり方について（柳楽）

①まちづくりセンターには、まちづくり意識の醸成やまちづくり組織の設立、まちづくり活動を促進する役割が求められている。そのために社会教育を通じた生活の質の向上や人材育成の機会の創出、組織運営のサポートなど多様な支援が必要であるが、特に浜田地域のセンターにおいては拠点機能が人口規模に見合っていないことから、地域の実情に即した拠点整備やまちづくり組織をサポートするための人員配置を早急に図られたい。

②まちづくりセンターへの正規職員配置を検討されたい。

(6) 町内会（自治会）の考え方について（岡本）

テーマ 「ときの流れに向き合える協働のまちづくり」 ～～

- ・ 少子高齢化がさらに進む→地域によっては激減から活動不能な地域も。
- ・ 新しい住民(アパート、外国人、障がい者)や事業所等の参加推進

課題 A・ これからの地域活動支援の在り方→行政として

- ・ 先進地にみる「誰かが」ではなく「誰もが」の意識改革
 - ・ 誰一人取り残さない、助け合える仕組み
 - ・ 全ての住民が連携する協働のまちづくりの仕組み(産官学民)
- ① 集う事ができる仕掛けと仕組み→町内総会・草刈りや溝掃除・盆踊り・敬老会・子供会・地域祭り(宮祭り/寺行事)・防災訓練
 - ② お互いを知る仕組み→個人情報共有できる仕組み(了承できる仕組み)
 - ③ 支え合う仕組み→助成金・補助金・事務方の支援
 - ④ 新しい人(転居してくる人)が参加する仕組み→住民意識を持ってもらう
 - ⑤ 伝えることと聞くことができる仕組み→広報のあり方(SNS・市報・ケーブル・看板・掲示板)の充実
 - ⑥ ほかの地域とともにできる活動の仕組み→イベントやNPO活動
 - ⑦ 継続することができる仕組み→地域の伝統芸能や文化(若者への承継)
 - ⑧ 若者が参加しやすい仕組み→神楽やスポーツ大会
 - ⑨ リーダーの育成→集うこととともに活動することから選出できる仕組みと養成

課題 B・ これからの地域活動のあり方→住民として

- ・ 「個人主義(自分だけ)」から「協働主義(みんなで)」の意識改革
 - ・ 少子高齢化が進む今をどう支え合えるか
 - ・ 全ての住民が意識する協働のまちづくりの仕組み(産官学民)
- ① 集う仕組み→声掛け運動
 - ② お互いを知る仕組み→イベントをする
 - ③ 支える仕組み→町内会等地域社会がもつ偏見や疎外を取り除く取組
 - ④ 新しい人が参加できる仕組み→地域のまちづくり等の受け入れ環境の整備(グループホーム住民参加)
 - ⑤ 継続することができる仕組み→会長の選出方法と負担の軽減、見える化
- ・ 地域活動への参画の仕組みづくり(障がい者の引きこもり対策など)
- 【目指すもの】→多様性と包摂性に富む協働社会の実現
- 【コンセプト】→誰もが参加する協働のまちづくりの実現の創設

(議会の「協働」に対する関わり方について)